

クラブツーリズムがおすすめする

# 海外旅行保険



方が一に備え、ご旅行に参加されるすべての方に  
ご加入いただくことを強く推奨いたします

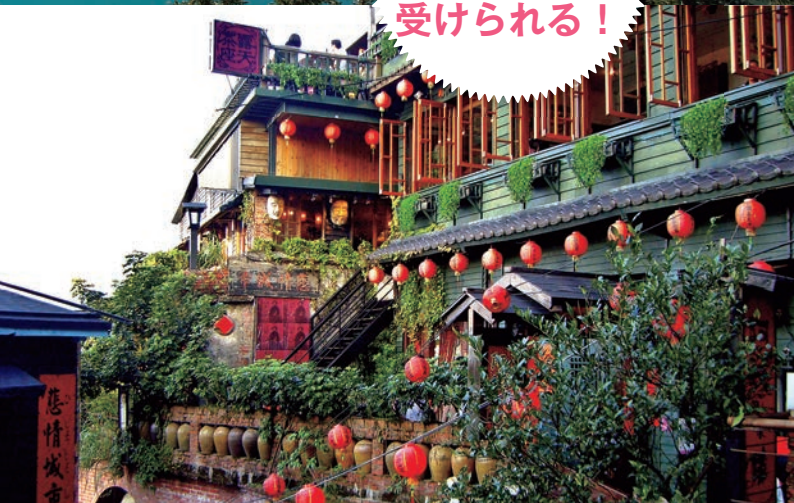


旅先での  
ケガ・病気の  
治療・救援費用  
保険金額  
無制限!

持病悪化による  
治療・救援費用も  
補償!

キャッシュレスで  
治療が可能!

世界中のどこでも  
日本語で  
サポートが  
受けられる!



2023年4月1日現在  
新型コロナウイルス感染症にも対応します

海外旅行保険(治療・救援費用担保特約)の対象となる主な費用は以下の通りです。  
医師や病院に支払った診療・入院関係費用、緊急移送費、治療を受け医師の指示によって静養するホテルの客室料、  
医療通訳雇入費用、通院交通費、入院のため必要となった通信費、直接帰国費用など

## 充実の補償でお客様もご家族も 安心してご加入いただけます！

1

### 治療・救援費用の保険金額が無制限のプランだから **安心！**

海外での治療には高額な治療費がかかるケースが多くあります。  
クラブツーリズムの海外旅行保険では、**治療費用**はもちろん、日本までの**医療搬送費用**なども保険金額**「無制限」**でお支払いします。  
また、現地までご家族が向かう際の交通費・ホテル代などの**救援費用**も補償されます。

2

### 治療中の病気があっても **安心！**

**ご病気の治療中、薬の服用**を問わず引き受けの制限はありません。70歳以上の方向けのプランもご用意しておりますので、**ご年齢**による引き受け制限もございません。  
また、**旅先で治療中の病気（既往症）が悪化**しても補償対象であるため、安心してご参加いただけます。  
(補償上限300万円)

3

### 旅行変更費用（中途帰国費用）がセットされているので **安心！**

急な事情によって、旅行を途中で取りやめて帰国された場合の費用を補償します。

4

### 補償期間がご自宅を出発してから帰宅するまでだから **安心！**

ご旅行出発前にあらかじめご加入いただくため、ご自宅を出発したときから補償が開始されます。

5

### 充実したアシスタンスサービスがあるから **安心！**

現地での支払いなしで治療が受けられる

**“キャッシュレス・メディカル・サービス”**

万が一の事故の際は、東京海上日動とクラブツーリズムが連携をとり、迅速な対応にてお客様をサポートします！

※詳しくは本パンフレットP.4をご確認ください。

東京海上日動  
海外総合サポートデスク  
専任スタッフが日本語で対応！  
24時間年中無休

6

### 集合場所で保険の契約証をお渡しするので **安心！**

お申しいただいた海外旅行保険の契約証はツアー毎に決められた空港等の集合場所でお渡しします。  
ご持参を忘れ、ご旅行先で「契約証がない！」と慌てることもありません。

# 海外旅行保険には、 大きく分けて4つの補償があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、本パンフレットP.10～15をご確認ください。

## ①ご自身のケガや病気に関する補償

旅先でのケガや病気が原因で亡くなった場合

ケガを原因とする死亡の場合は  
**傷害死亡保険金**  
病気を原因とする死亡の場合は  
**疾病死亡保険金**



旅先でのケガが原因で後遺障害が生じた場合

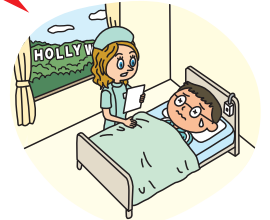
**傷害後遺障害保険金**



旅先で旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化\*1して治療が必要になった場合

疾病に関する応急治療・  
救援費用担保特約に係る治療・  
救援費用保険金\*2

さらに大きな  
**あんしん**  
をプラス！



海外旅行開始前に渡航先での診察が予約されていた場合等、保険金お支払いの対象とならない場合があります。本パンフレットP.12～13もあわせてご確認ください。

旅先でのケガや病気が原因で治療が必要になった場合

**治療・救援費用保険金**

保険金額  
**無制限**タイプを  
ラインナップ！



ケガや病気で継続して3日以上入院で家族に駆けつけてもらうことになった場合

**治療・救援費用保険金**



\*1 症状の急激な悪化とは？

海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方が予め予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

\*2 本特約の保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救援費用部分合計で300万円が限度となります（治療・救援費用保険金額300万円超の場合）。なお、旅行日程が延長となり、31日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセットすることはできません。

## ②他人にケガ等をさせてしまったときの補償

人にケガをさせてしまった場合

**賠償責任保険金**



ホテルの部屋を水浸しにしてしまった場合

**賠償責任保険金**



他人の物を壊してしまった場合

**賠償責任保険金**



## ③持ち物に関する補償

旅先で盗難にあい盗まれたものが  
出てこなかった場合

**携行品損害保険金**

\*3\*4\*5



デジタルカメラ等を落としてしまった場合

**携行品損害保険金**

\*3\*4\*5



\*本パンフレットP.12～13もあわせてご確認ください。

\*3 携行品（パスポートを含みます。）の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）による損害については保険金をお支払いできません。

\*4 携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等は合計5万円）がお支払いの限度となります。

\*5 携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手荷物の不着による損害については、保険期間を通じて30万円がお支払いの限度となる場合があります（保険金額30万円超の場合）。



## ④その他の費用に関する補償

航空会社に預けた手荷物が出てこなくて、身の回りの品を買った場合

**航空機寄託手荷物保険金**

\*6



航空機の出発が遅れ、ホテル代や食事代等を負担した場合

**航空機遅延保険金**

\*7



旅行の途中で、急な事情によって、帰国した場合

**旅行変更費用保険金（中途帰国費用）**



\*本パンフレットP.14～15もあわせてご確認ください。

\*6 「寄託手荷物遅延等費用保険金」を指します。  
\*7 「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」を指します。

## 海外旅行中の「困った」を解決する 東京海上日動海外総合サポートデスク

海外からのお客様のお電話を日本(東京)で受け付けいたします。

日本語で対応\*2

24時間/年中無休

※各種サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

※戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。

※弊社はご案内しているサービスについて保険契約に基づく提供義務を負わず、弊社の判断によりサービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。

※サービス内容は変更・中止となる場合があります。

\*1 「主たる旅行先」が海外から日本のご契約または保険の対象となる方が日本ご滞在中の場合は、一部のサービスをご利用いただけません。

\*2 海外におけるサービスは、現地の各種提携会社を通じてご提供させていただきます。医師または看護師等は原則として、日本語を話すことができませんので予めご了承ください。

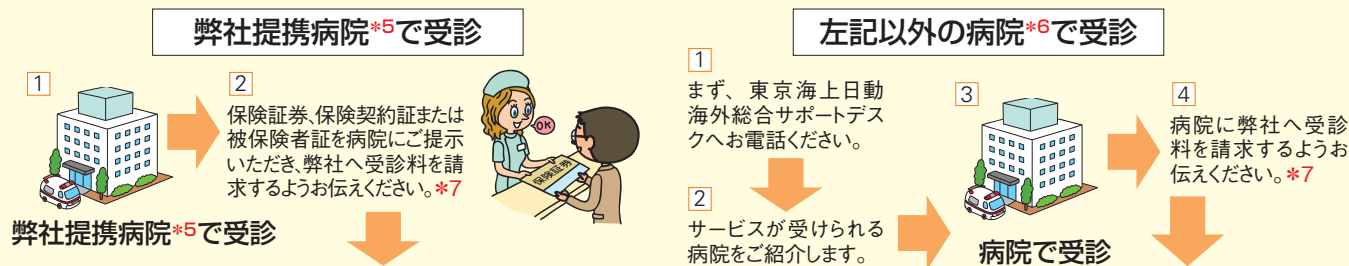
### ①ケガ・病気の際のアシスタンスサービス

対象

保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちのお客様

#### 何かと心配な海外での病院受診時にお客様をお守りします!

キャッシュレス・メディカル・サービス\*3 \*4



#### 病院の窓口で受診料をお支払いいただくずに受診終了!

(上記のいずれの医療機関であっても、キャッシュレス・メディカル・サービスが提供できない場合がございますので、予めご了承ください。また、サービス内容は変更・中止となる場合があります。)

※治療費用について保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

\*3 疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金\*8に関するご注意

キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用にあたっては、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。

\*4 治療にかかる費用が少額の場合は病院窓口で治療費をお支払いいただく場合がございます。この場合には後日保険金の請求手続きをお願いします。

\*5 弊社提携病院とは、東京海上日動が提携している世界90都市以上の約280の病院をいいます(2022年12月現在)。

主な提携病院につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

\*6 弊社への受診料請求を了承した病院に限ります。

\*7 「海外旅行保険あんしんガイドブック」に、弊社へ受診料を請求するよう病院へお伝えいただく際の参考英文を記載しております。

\*8 本パンフレットP.12～13記載の「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」をいい、海外旅行開始前に発病していた病気を原因として、旅行中にその症状が急激に悪化し医師の治療を開始する場合の治療費に対する保険金をいいます。

#### 上記の他、次のようなサービスもごございます。

病人・ケガ人の  
移送の手配



救援者の渡航手続き、  
ホテルの手配



※ご契約の海外旅行保険で保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

## ②緊急医療相談サービス

### 緊急医療相談

海外での急病やケガへの対処の方法等、東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに常駐している看護師または現役救急医が24時間365日体制で電話によりアドバイスいたします。



※本サービスは電話によっていただいた情報をもとに一般的なアドバイスをさせていただくものであり、医療行為はご提供しません。  
※ご出国前およびご帰国後の日本からのご利用はできません。  
※本サービスは、保険の対象となる方ご本人および帯同されるご家族が対象となります。

## ③トラベルプロテクト

対象 保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちのお客様で、かつ契約タイプでご契約のお客様

快適なご旅行をお楽しみいただくために、ケガや病気の有無にかかわらずご利用いただけるサービスです。  
なお、ご出国前およびご帰国後の日本からのご利用はできません。  
このサービスは、弊社の委託先を通じてご提供いたします。

困った

ホテルでトラブルが発生した。  
でもフロントにうまく伝えられない



### 電話による通訳

手数料  
無料

海外旅行中、言葉が通じずお困りの際、電話にてお客様の伝えたい内容を現地の方にお伝えいたします。

43か国語に対応(2022年12月現在)  
※ご希望される言語により、四者通話にてサービス提供させていただきますことがあります。

困った

ホテルの予約方法がわからない!  
どうしよう!



### ホテル・航空券に関するサポート

手数料  
無料\*9

ホテルや航空券に関する予約・手配をお客様に代わって行います。情報提供のみのご利用も可能です。

その他にも多彩なサービスメニューをご用意しています。

手数料  
無料\*9

### クレジットカードを紛失・盗難された場合のサポート

クレジットカードの紛失・盗難時にカード会社への紛失・盗難届の手続きに関するアドバイスをいたします。

### パスポートを紛失・盗難された場合のサポート

パスポートの紛失・盗難時に、領事館・大使館の所在地・電話番号等をご案内いたします。

### 空港とホテルの間の送迎予約・手配

空港に着いて電車も終わっている。こんなときに、空港とホテル間の送迎車の予約と手配を行います(当社が指定した事業者に限ります。)

### 旅行関連の安全情報の提供

気候や天候に関する情報提供、予防接種等の健康関連情報、祝日・使用言語に関する情報等をご提供いたします。

### メッセージの伝達

海外旅行中のお客様に代わって、日本のご親族、勤務先等へ手短なメッセージを電話、FAX、電子メールでお伝えいたします。

\*9 予約・手配等にかかわる手数料は無料ですが、送迎代、航空運賃、宿泊施設の客室料等の実費はお客様のご負担となります。

## ④スーツケース修理サービス

対象 携行品損害保険金をお支払いできる場合

事故により破損したお客様のスーツケースの修理を弊社指定の修理会社にご依頼いただくことで、修理費(保険金)を弊社から修理会社に直接お支払いするサービスです。  
宅配での修理のご依頼やお受け取りが可能のため、直接店舗に出向いて修理を依頼されたり、修理費をお立て替えいただく手間がかかりません。

※サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。  
※航空会社から補償金、修理費用等を受領された場合は、ご利用いただけません。  
※一部のブランドについては、ご利用いただけない場合があります。  
※免責金額(自己負担額)が設定されているご契約の場合は、ご利用いただけません。  
※スーツケース修理サービスの提供は日本国内に限ります。





Credit Card

# あなたのクレジットカードの海外旅行保険は高額になりがちな海外の医療費に対応できますか？

## その補償で安心ですか？

こんなとき…

Case 1

治療費が高額だった場合、ご自身でお支払いができますか？

まさかの高額治療費！

まさかの急病による死亡！

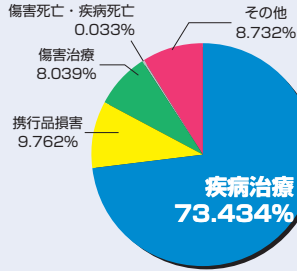
まさかの航空機が欠航！

実際に海外旅行でこの様な事故が発生し、高額の保険金が支払われました

海外旅行で一番多い保険金のお支払いは、病気(疾病)の治療費なのをご存知ですか？

### 保険金支払いの大半が疾病治療費用

※18年度 東京海上日動海外旅行保険補償項目別保険金支払件数ウエイト



こんなとき…

Case 2

クレジットカードの保険の補償内容をご存知ですか？

(補償内容例)

	A社ゴールドカード	B社一般カード	
傷害	死亡・後遺障害	5,000万円	1,000万円
	治療費用	150万円	—
疾病	死亡	—	—
	治療費用	150万円	—
賠償責任	2,000万円	—	
救援者費用	100万円	100万円	
携行品損害	50万円	—	

補償額が低額のものが多い!!

### 【保険金支払い事故例】

#### 「あ～つらい、病気で入院するなんて！」

マチュピチュ遺跡へ向かう途中、気分が悪くなり近くの病院へ運び込まれるが、ヘリコプターでリマの総合病院へ搬送し脳梗塞と診断される。1週間の入院後、付添の医師とともに日本へ帰国。その後2カ月入院。

疾病治療費用 約800万円  
救援者費用 約1,000万円 合計 1,800万円

もしこのケースで……

A社のゴールドカードの保険のみに加入していた場合  
帰国後に保険金請求を行い、保険にて約300万円お受取り。  
(かかった費用との差は1,500万円以上)

クレジットカードにセットされている保険は、治療費用と救援者費用の補償額が低額なもの、また、疾病死亡時の補償がないものが一般的です。またクレジットカードの場合、病院の手配から通訳までご自身で対処しなければならない場合があります！

※2020年12月現在

※お持ちのクレジットカードに海外旅行保険が付帯されているか否かや、補償内容の詳細に関しましては、各カード会社にお問い合わせください。  
※この比較表示には保険商品内容の全てが記載されているわけではありませんので、あくまで参考情報としてご利用ください。また、必ず、「契約概要」やパンフレット等で保険商品全般についてご確認ください。

### 【ご契約の保険金額・タイプの選択に関するご注意】

■以下a. b. のいずれかに該当する場合、ご契約いただける傷害死亡保険金額・疾病死亡保険金額の上限額は、ご契約いただいている他の保険契約等\*1と合算して、保険の対象となる方1名あたり、それぞれ1,000万円までとなりますのでご注意ください。

- a. 保険の対象となる方が保険期間開始時点で満15歳未満の場合
- b. ご加入者(保険契約のお申込みをされる方)と保険の対象となる方が異なり\*2、ご契約内容に対する保険の対象となる方のご同意(署名)がない場合\*1「他の保険契約等」については、加入依頼書等をご確認ください。  
\*2 例えば、「ご加入者=夫、保険の対象となる方=妻」のケース。

■ご加入者と保険の対象となる方が異なるご契約で、申し込みの際に保険の対象となる方の署名をいただけない場合、69歳以下の方は契約タイプ「27」をお選びください。70歳以上の方はお問い合わせください。

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険責任期間は終了します。
- 住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」となります。
- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収などに応じた引受けの限度額がございますので、特に保険の対象となる方が保険期間開始時点で満15歳未満の場合や、ご契約内容に対する保険の対象となる方の同意がない場合にはご注意ください。
- スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、右記「ご加入に関するご注意」の②をご確認ください。
- 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、右記「ご加入に関するご注意」の③をご確認ください。

### 【ご加入に関するご注意】

- ①帰国予定: 帰国予定のない方や海外に永住される方を保険の対象とする方とする保険契約はお申込みいただけません。そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ②旅行先での運動: 次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。
  - ・旅行先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
  - ・旅行先で航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)を操縦される場合(ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。)
  - ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合
- ③旅行先でのお仕事: 次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。
  - ・旅行先で危険なお仕事(たとえば、プロボクシング・プロレスリング等)に従事される場合
- ④補償の重複について:
  - ・賠償責任危険担保特約、治療・救援費用担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*3を他に契約されているときには、補償が重複することがあります。
  - ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。\*4
  - \*3 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。
  - \*4 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

# 保険金額（ご契約金額）／お支払いいただく保険料

お客様のご旅行出発  
日時点の年齢でお選  
びください。

15歳以上 69歳以下

おすすめ

70歳以上\*3

おすすめ

15歳未満  
お子様など

	契約タイプ	21	22	23	24	25	26	27
	保険金額 (ご契約金額)	傷 害 死 亡	8,000万円	6,000万円	3,000万円	6,000万円	4,500万円	2,500万円
傷 害 後 遺 障 害		8,000万円	6,000万円	3,000万円	6,000万円	4,500万円	2,500万円	1,000万円
治療・救援費用*1		無制限	無制限	無制限	無制限	無制限	無制限	無制限
応急治療・救援費用*2		300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
疾 病 死 亡		2,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円	500万円	1,000万円
賠 償 責 任		1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
携 行 品 損 害		75万円	60万円	50万円	60万円	50万円	35万円	10万円
航空機寄託手荷物		3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
航空機遅延*4		セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり
旅行変更費用(中途帰国費用のみ)	120万円	90万円	60万円	120万円	90万円	60万円	30万円	
お支払いいただく保険料	保険期間1日まで	6,310円	4,960円	3,720円	6,360円	5,440円	4,490円	2,540円
	2日まで	7,780円	6,300円	4,960円	8,180円	7,170円	6,100円	3,560円
	3日まで	9,030円	7,450円	6,030円	9,720円	8,650円	7,480円	4,450円
	4日まで	10,090円	8,410円	6,910円	11,630円	10,490円	9,210円	5,120円
	5日まで	11,630円	9,710円	8,040円	13,950円	12,630円	11,160円	5,920円
	6日まで	13,100円	10,990円	9,200円	16,110円	14,670円	13,030円	6,770円
	7日まで	14,280円	12,020円	10,110円	18,140円	16,590円	14,810円	7,470円
	8日まで	15,740円	13,360円	11,340円	20,080円	18,440円	16,570円	8,480円
	9日まで	16,760円	14,270円	12,170円	22,020円	20,300円	18,320円	9,130円
	10日まで	17,780円	15,160円	12,960円	23,990円	22,190円	20,080円	9,730円
	11日まで	18,810円	16,070円	13,770円	25,950円	24,060円	21,840円	10,330円
	12日まで	19,920円	17,030円	14,580円	28,020円	26,010円	23,650円	10,920円
	13日まで	20,980円	17,960円	15,420円	29,990円	27,900円	25,420円	11,540円
	14日まで	21,890円	18,760円	16,110円	31,940円	29,740円	27,160円	12,050円
	15日まで	25,140円	21,960円	19,280円	37,830円	35,610円	32,970円	15,140円
	17日まで	26,720円	23,420円	20,620円	40,130円	37,820円	35,060円	16,310円
	19日まで	29,030円	25,530円	22,570円	44,260円	41,800円	38,880円	17,980円
	21日まで	31,200円	27,530円	24,390円	47,890円	45,300円	42,190円	19,540円
	23日まで	33,830円	29,870円	26,490円	51,240円	48,450円	45,080円	21,210円
	25日まで	36,030円	31,910円	28,330円	54,770円	51,860円	48,340円	22,810円
27日まで	38,340円	34,070円	30,350円	58,050円	55,020円	51,380円	24,660円	
29日まで	40,390円	35,960円	32,060円	61,910円	58,760円	54,970円	26,200円	
31日まで	42,570円	37,980円	33,940円	65,630円	62,340円	58,420円	27,890円	

\*1 治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。また、費用の種類によっては、上表の支払限度額（「無制限」を含みます。）とは別の限度額等が設けられているものもあります。本パンフレットP.10～11もあわせてご確認ください。

\*2 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。

\*3 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。

\*4 1回の事故について、保険の対象となる方が下表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
① 宿泊施設の客室料	3万円
② 交通費*5もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③ 食事代	5,000円

\*5 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

69歳以下の  
方も申込可能

# ご契約金額と保険料（オプション）

本パンフレットP.7に記載の契約タイプとあわせてお申し込みください。

## <海外旅行保険>

# クルーズ旅行取消費用担保特約のご案内

このような方におすすめします！

急な事情によって、クルーズ旅行（船舶を利用する企画旅行）\*1をキャンセルした場合にかかる以下の費用に備えたい！

- ◇保険の対象となる方が出国を中止したことにより取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目で、旅行業者等に支払った費用
- ◇保険の対象となる方が出国を中止したことにより払戻しを受けられない渡航手続費（旅券印紙代、査証料、予防接種料等）

\*1 船舶内の定員4名以下の客室に宿泊される海外旅行が対象となります。

### 必ずお読みください！

- ✓保険料領収前もしくはご契約された日以前に下表の「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合またはその原因が生じていた場合は、保険金のお支払い対象外となる場合があります。
  - ✓クルーズ旅行取消費用担保特約（以下「本特約」）は、ご契約された日の翌日午前0時から補償を開始します。したがって、旅行出発日（保険期間の始期日）より前に解約された場合でも本特約部分の保険料をお返しすることはできません。
  - ✓クルーズ旅行が催行中止となった場合等\*2には、保険料の全額をお返しすることができる場合があります。
  - ✓本特約は、本パンフレット記載の契約タイプとあわせてお申し込みください（本特約のみでのお申込みはできません。）。
- \*2 クルーズ旅行が催行中止となった場合であっても、保険の対象となる方が渡航手続費（旅券印紙代、査証料、予防接種料等）を負担しているケース等で、既に保険金をお支払いしている場合には、保険料をお返しすることはできません。

## 保険金をお支払いする主な場合

下表の○印の「保険金をお支払いする主な場合」により保険の対象となる方が出国を中止された場合に保険金をお支払いします（×印はお支払いの対象外となります。）。

保険金をお支払いする主な場合	左記「保険金をお支払いする主な場合」①～⑥の対象となる方			
	a. 保険の対象となる方ご本人	b. 同室予約者*3	aまたはbの配偶者*3*4*5	aまたはbのご親族*3*4
① 死亡または危篤	○	○	○	○ 3親等以内に限る
② ケガまたは病気を原因とした右記（ ）の日数以上継続した入院	○ (3日)	○ (3日)	○ (7日)	○ (7日) 2親等以内に限る
③ ケガまたは病気を原因とした医師からの出国中止の指示	○	○	×	×
④ 居住建物または居住建物内に収容される家財の火災、風災または水災等による100万円以上の損害発生	○	○	×	×
⑤ 証人または評価人としての裁判所への出頭	○	○	×	×
⑥ 「災害対策基本法」に基づく公的機関からの避難指示等	○	×	×	×

\*3 「同室予約者」とは、保険の対象となる方と同一の船舶を利用する旅行に参加予約し、かつ保険の対象となる方と同一の船舶内の客室に宿泊予約している方をいいます。ただし、定員4名以下の客室を予約している場合に限りです。

\*4 保険の対象となる方または同室予約者との続柄は、上表の「保険金をお支払いする主な場合」に該当した時におけるものとします。ただし、上表の「保険金をお支払いする主な場合」に該当した日からその日を含めて30日以内に保険の対象となる方が婚姻の届出をした場合は保険の対象となる方の配偶者とみなします。

\*5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。）。

①婚姻意思\*6を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

\*6 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

※保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合、保険金額と特約保険料等の詳細は裏面をご確認ください。



## 補償内容のご説明（お支払いするクルーズ旅行取消費用保険金の内容）

保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>出国を中止されたことによってご契約者、保険の対象となる方またはこれらの法定相続人が負担した次の費用<sup>*7</sup>をクルーズ旅行取消費用保険金額を限度にその費用の負担者にお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目で旅行者等との契約上払戻しを受けられない費用または支払が必要な費用</li> <li>・渡航手続費（旅券印紙代、査証料、予防接種料等）として払戻しを受けられない費用または支払が必要な費用<sup>*8</sup></li> </ul> <p><sup>*7</sup> 既に保険の対象となる方が提供を受けた運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの対価は含まれません。</p> <p><sup>*8</sup> 出国を中止した後でも使用できるものに対する費用を除きます。</p>	<p>たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 次のような事由により、表面の「保険金をお支払いする主な場合」の①から④のいずれかに該当したことにより負担した費用             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失</li> <li>・ 保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>・ 保険の対象となる方のけんかや自殺行為、犯罪行為</li> <li>・ 地震、噴火またはこれらによる津波</li> <li>・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変<sup>*9</sup></li> <li>・ 放射線照射、放射能汚染</li> </ul> </li> <li>● 次のような事由により、表面の「保険金をお支払いする主な場合」の②または③に該当したことにより負担した費用             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠、出産、早産、流産および不妊症</li> <li>・ むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの</li> </ul> </li> <li>● 次のような事由により、表面の「保険金をお支払いする主な場合」の①から③に該当したことにより負担した費用             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いた競技・試運転、職務以外での航空機操縦等を行っている間に生じたケガまたは病気</li> </ul> </li> <li>● 保険料領収前またはご契約された日以前に以下のいずれかの事由に該当した場合             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P.8の「保険金をお支払いする主な場合」に記載の各事由に該当していた場合</li> <li>・ 保険の対象となる方、同室予約者またはこれらの者の配偶者<sup>*5</sup>もしくは1親等の親族について①死亡・危篤、②入院の原因<sup>*10</sup>もしくは③医師からの出国中止の指示の原因<sup>*11</sup>が生じていた場合</li> </ul> </li> </ul> <p><sup>*9</sup> 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。</p> <p><sup>*10</sup> 死亡・危篤・入院の直接の原因となったケガの発生や病気の発病をいいます。</p> <p><sup>*11</sup> 医師からの出国中止の指示の直接の原因となったケガの発生や病気の発病をいいます。</p>

## 保険金額（クルーズ旅行取消費用保険金額）と特約保険料〈保険期間共通〉

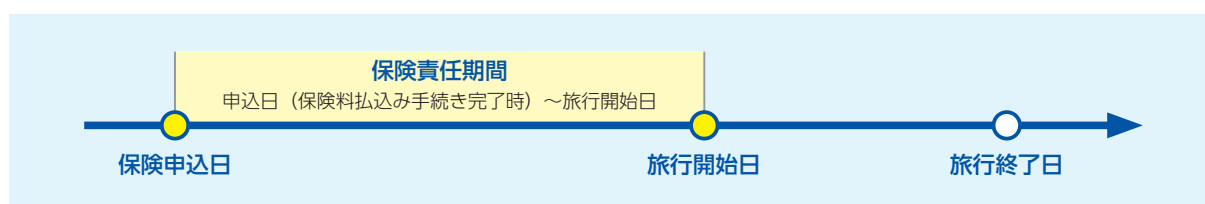
### 【保険金額の設定方法】

お申し込みのクルーズ旅行契約において、最も高額となる取消料（通常は旅行代金全額）を目安に設定してください。

保険金額	特約保険料	保険金額	特約保険料
10万円	2,830円	110万円	31,170円
20万円	5,670円	120万円	34,010円
30万円	8,500円	130万円	36,840円
40万円	11,340円	140万円	39,680円
50万円	14,170円	150万円	42,510円
60万円	17,000円	160万円	45,340円
70万円	19,840円	170万円	48,180円
80万円	22,670円	180万円	51,010円
90万円	25,510円	190万円	53,850円
100万円	28,340円	200万円	56,680円

こちらは海外旅行保険・クルーズ旅行取消費用担保特約の概要をご紹介します。

## 保険責任期間（クルーズ旅行取消費用担保特約）とご注意事項



クルーズ旅行取消費用担保特約（以下「本特約」）は、ご契約された日の翌日午前0時から補償を開始します。したがって、旅行出発日（保険期間の始期日）より前に解約された場合でも本特約部分の保険料をお返すことはできません。

# 補償内容のご説明（お支払いする保険金の内容）

## 保険金の種類

## 保険金をお支払いする主な場合

旅先で  
ケガをして



### 傷害死亡 保険金

#### お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）

### 傷害後遺障害 保険金

#### お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に身体に後遺障害が生じた場合

旅先で  
病気やケガの  
治療をして



### 治療・救援費用 保険金

#### ■治療費用部分

##### お支払いする場合

- ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合
- ② 海外旅行開始後に発病した病気\*3により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合
- ③ 海外旅行中に感染した特定の感染症\*4\*6により、旅行終了日からその日を含めて**30日を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合



#### ■救援費用部分

##### お支払いする場合

- ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて**180日以内**に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）
- ② 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、**3日以上\*7**続けて入院された場合（病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。）
- ③ 病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合
- ④ 海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合
- ⑤ 海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 等

\*7 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

#### ※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意

お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa. b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。  
a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用

\*3 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。

\*4 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症または指定感染症\*5等をいいます。

\*5 政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限ります。

\*6 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。

## 「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。



ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

## 保険金のお支払い額

### お支払い額

傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。

死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。

※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。

### お支払い額

(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%~100%\*2

※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。

\*2 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。)。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示がある場合に、この特約がセットされます。

### お支払い額

下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の費用については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限りです。)

※日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。

①医師・病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。) ②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費 ③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ) ④入院のため必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用

### お支払い額

ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族\*8の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額

①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救援者3名分まで) ③救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分かつ救援者1名につき14日分まで) ④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費(合計で20万円まで) ⑤現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑥遺体処理費用(100万円まで)

b.海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用

c.日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分

\*8 6親等内の血族、配偶者\*9または3親等内の姻族をいいます。

\*9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。)

①婚姻意思\*10を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

\*10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

## 保険金をお支払いしない主な場合

たとえば、

- ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失
- ②保険金受取人の故意または重大な過失
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変\*1
- ④放射線照射、放射能汚染
- ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
- ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為
- ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ
- ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
- ⑨ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)

\*1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。

上記①~④、⑥に加え、たとえば

- ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故
- ・妊娠、出産、早産、流産、またはこれらが原因の病気および不妊症の治療費用
- ・歯科疾病
- ・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
- ・海外旅行開始前に発病した病気(疾病に関する応急治療・救援費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。)
- ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
- ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ等(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)
- ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)



# 補償内容のご説明（お支払いする保険金の内容）

## 保険金の種類

## 保険金をお支払いする主な場合

海外旅行開始前に治療を受けたことがある病気が急激に悪化して



疾病に関する  
応急治療・  
救援費用担保  
特約に係る  
治療・救援費用  
保険金

### ■治療費用部分

#### お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気（妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。）が原因で、**海外旅行中にその症状の急激な悪化\*1**により医師の治療を受けられた場合

### ■救援費用部分

#### お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気（妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。）が原因で、**海外旅行中にその症状の急激な悪化\*1**により**3日以上\*2**続けて入院された場合

\*2 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

### ※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意

#### \*1 症状の急激な悪化とは？

海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方が予め予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

※対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご確認ください。

旅先で病気をして



疾病死亡  
保険金

### お支払いする場合

- ① 海外旅行中に病気で死亡された場合
- ② 海外旅行開始後に発病した病気\*3により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合
- ③ 海外旅行中に感染した特定の感染症\*4\*6により、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合

他人にケガ等をさせて



賠償責任  
保険金

### お支払いする場合

海外旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害\*7を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合

#### \*7 次に掲げる損害を含みます。

- ・ 宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）に与えた損害
- ・ 居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。
- ・ レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害

持ち物が損害を受けて



携行品損害  
保険金

### お支払いする場合

海外旅行中に携行品\*13が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあつて損害を受けた場合

#### \*13 携行品とは？

保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品\*14をいいます。現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内（一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内）にある間および別送品は**含まれません**。

\*14 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。

**ご注意** 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

\*3 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りま。

\*4 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症または指定感染症\*5等をいいます。

\*5 政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限りま。

\*6 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。

## 「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。



ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

## 保険金のお支払い額

### お支払い額

実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額

### お支払い額

ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族\*10の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額  
 たとえば  
 救護者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救護者3名分まで)  
 救護者の宿泊施設の客室料(救護者3名分かつ救護者1名につき14日分まで)

※保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救護費用部分合計で**300万円限度**となります。ただし、治療・救護費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救護費用保険金額を限度とします。  
 ※海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を含めて**30日以内**に必要となった費用に限り、また、住居(保険の対象となる方が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)等に帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。

### お支払い額

疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。

### お支払い額

損害賠償金の額  
 ※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。  
 ※損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、予め弊社にご相談ください。  
 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。  
 ※保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。

### お支払い額

(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額\*15  
 ※乗車券等は合計で5万円を限度とします。  
 ※旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。  
 ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。  
 ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。  
 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

\*15 損害額とは?  
 損害が生じた携行品の時価額\*16とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額\*16のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地にて負担した場合に限り、交通費、宿泊施設の客室料も含みます。)、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。

\*16 時価額とは?  
 再取得価額\*17から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。

\*17 再取得価額とは?  
 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。

## 保険金をお支払いしない主な場合

たとえば、

- 海外旅行終了後に治療を開始した場合
- 治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合
- 海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。)
- 海外旅行中も支出することが予定されていた次の費用  
 たとえば  
 ・透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用  
 ・インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用  
 ・温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用  
 ・あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用  
 ・運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用  
 ・臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用  
 ・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用  
 ・毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用  
 ・不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用

P.11に記載の①～④、⑥に加え、たとえば、

- 妊娠、出産、早産、流産、またはこれらが原因の病気および不妊症
- 歯科疾病
- ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病による死亡(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)

P.11に記載の③④に加え、たとえば、

- ご契約者または保険の対象となる方の故意
- 職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任
- 所有・使用・管理する財物の損壊または紛失について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任
- 航空機、船舶\*8、車両\*9、銃器(空気銃を除きます。)の所有・使用・管理に起因する賠償責任
- 親族\*10に対する賠償責任

\*8 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。  
 \*9 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービル等はお支払いの対象となります。

P.11に記載の①～④に加え、たとえば、

- 無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害
- 保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い
- 携行品の置き忘れまたは紛失\*12
- ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に生じたその運動用具の損害
- 単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
- 差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査等での銃の破壊はお支払いの対象となります。)

\*12 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

\*10 6親等内の血族、配偶者\*11または3親等内の姻族をいいます。  
 \*11 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)  
 ①婚姻意思\*12を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること  
 \*12 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

# 補償内容のご説明（お支払いする保険金の内容）

## 保険金の種類

## 保険金をお支払いする主な場合

手荷物が届かなくて



### 航空機寄託 手荷物 保険金

#### お支払いする場合

- ① 出発地または乗継地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗する予定の航空機が、出発予定時刻から**6時間以内**に出発せず、その航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物を受け取れなかったために、出発予定時刻から**96時間以内**に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合
- ② 乗継地または目的地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗した航空機が、乗継地または目的地に到着後**6時間以内**にその航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が受け取れなかったために、乗継地もしくは目的地に到着してから**96時間以内**に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合

航空機が遅れて



### 航空機遅延 保険金

#### お支払いする場合

- ① 出発地から搭乗する予定であった航空機の**6時間以上**の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から**6時間以内**に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合
- ② 搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から**6時間以内**に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合

・宿泊施設の客室料 ・交通費\*1 ・渡航先での各種サービス取消料 ・食事代

\*1 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

旅行の途中で、  
急な事情によって、  
帰国した場合



### 旅行変更費用 保険金 (中途帰国費用のみ 担保特約セット)\*2

#### お支払いする場合

次のような事由により海外旅行を途中で取りやめて帰国された場合

- ① 死亡・危篤…保険の対象となる方もしくは同行予約者\*3（保険の対象となる方とあわせて以下「保険の対象となる方等」といいます。）または保険の対象となる方等の配偶者\*4もしくは3親等内のご親族が死亡された場合または危篤となられた場合
- ② 入院
  - (1) 保険の対象となる方等がケガまたは病気を直接の原因として入院された場合
  - (2) 保険の対象となる方等の配偶者\*4または2親等内のご親族がケガまたは病気を直接の原因として継続して14日以上入院された場合
- ③ 遭難…保険の対象となる方等が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または保険の対象となる方等がピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山中に遭難された場合
- ④ 救助…急激かつ偶然な外来の事故により保険の対象となる方等の緊急な捜索・救助活動が必要な状態になったと警察等の公的機関によって確認された場合
- ⑤ 火災等…保険の対象となる方等の居住する建物またはこれに収容される家財が火災、風災、水災等により100万円以上の損害を被った場合
- ⑥ 裁判…保険の対象となる方等が裁判所の呼出により、証人または評価人として裁判所に出頭される場合
- ⑦ 地震・テロ行為等…保険の対象となる方等の渡航先において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合
  - ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ・戦争、内乱、暴動またはテロ行為 等
  - ・運送・宿泊機関等の事故または火災
  - ・渡航先に対する退避勧告等の発出
- ⑧ 感染症等…保険の対象となる方等に対して日本または外国の官公署の命令が発せられた場合  
保険の対象となる方等に対して外国の出入国規制が発せられた場合  
保険の対象となる方等が感染症に感染し医師等の指示により医療施設に隔離された場合 等
- ⑨ 避難指示…保険の対象となる方等に対して「災害対策基本法」に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合

\*3 保険の対象となる方と同一の旅行を同時に参加予約された方で保険の対象となる方に同行される方をいいます。

\*2 企画旅行の場合で、中途帰国費用のみ担保特約をセットした場合は保険期間6か月までのお引受けが可能です。

\*4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。）。

① 婚姻意思\*5を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

\*5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

## 保険金のお支払い額

### お支払い額

1回の事故につき3万円(定額)をお支払いします。

**ご注意** 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

### お支払い額

1回の事故について、保険の対象となる方が下表のaからcに該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
a	宿泊施設の客室料	3万円
b	交通費*1もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
c	食事代	5,000円

※渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は**出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)**、左記②の場合は**乗継地において負担した費用**に限ります。

**ご注意** 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

### お支払い額

ご契約者、保険の対象となる方またはこれらの法定相続人の方が実際に支出した次の費用\*6を、旅行変更費用保険金額を限度にその費用の負担者にお支払いします。

#### ●中途帰国費用

##### ①企画旅行の場合

$$\text{旅行変更費用保険金額*7} \times \frac{\text{旅行日程のうち、中途帰国した以後の日数}}{\text{旅行日程の日数}} = \text{保険金*8}$$

##### ②企画旅行以外の場合

中途帰国したことにより支払った次の費用\*8

- ・取消料・違約料・旅行業務取扱料その他の名目で旅行会社等に支払った費用
- ・査証料、予防接種料等の渡航手続費として支払った費用

等

\*6 いずれも今後支払うべき費用を含み、払い戻しを受けられる額および中途帰国した後でも使用できるものに対する費用を除きます。

\*7 旅行変更費用保険金額が旅行代金を上回る場合は、旅行代金を旅行変更費用保険金額とみなします。

\*8 次の費用の方が大きい場合は、次の費用をお支払いします。

- ・中途帰国のための航空運賃等交通費
- ・中途帰国の行程における宿泊費(14日分を限度とし、負担することを予定していた金額等を除きます。)および国際電話料等通信費等の諸雑費(合計して20万円まで)

## 保険金をお支払いしない主な場合

- P.11に記載の①～④に加え、たとえば、
- ・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反
  - ・保険金受取人の法令違反
  - ・地震、噴火またはこれらによる津波

①たとえば、次のような事由により、左記「保険金をお支払いする主な場合」の①～⑤のいずれかが生じたことにより負担した費用

- ・ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失
- ・保険の対象となる方のけんかや自殺行為、犯罪行為
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変\*9
- ・日本国内における地震、噴火またはこれらによる津波
- ・放射線照射、放射能汚染

等

②次の事由による入院

- ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
- ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症
- ・歯科疾病

③次の事由による死亡・危篤または入院

- ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間に生じたケガまたは病気

④保険料領収前またはご契約された日以前に以下のいずれかの事由に該当した場合

- ・「保険金をお支払いする主な場合」に記載の各事由に該当していた場合
- ・保険の対象となる方等または保険の対象となる方等の配偶者\*4もしくは1親等の親族について、①死亡・危篤、②入院の原因\*10もしくは⑧感染症等の原因\*11が生じていた場合

等

\*9 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。

\*10 死亡・危篤・入院の原因となったケガの発生や病気の発病をいいます。

\*11 隔離の直接の原因となった感染症の発病をいいます。

## 関連情報



外務省 海外安全情報配信サービス

「たびレジ」とは、  
外務省からの最新の安全  
情報を日本語で受信できる  
**海外安全情報**  
**無料配信サービス**です。



## 「たびレジ」の4つの安心

「たびレジ」に登録で

簡易登録で

### 安心1

出発前から  
**旅先の安全情報**を  
入手！

「〇〇地区では外国人旅行者  
を狙ったひったくりが多発  
しています！」

### 安心2

旅行中も  
**最新情報**を  
受信！

「〇〇地区では外出禁止令が  
発出されました！」

### 安心3

現地で事件・事故に  
巻き込まれても  
**素早く支援**！

「被害に遭われていませんか？」

### 安心4

日本にいても  
**世界の最新情報**を  
入手！

△△地区で地震が発生！  
××国で感染症が流行！

「たびレジ」登録はこちら

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>



## ●ご契約成立までの流れ

- STEP 1** パンフレットからご希望の契約タイプを選び、海外旅行保険の申し込み欄に必要事項を記載してください。
- STEP 2** 「**ご旅行参加申込書兼海外旅行保険契約加入依頼書**」を返信用封筒に封入のうえ、ご返送をお願いいたします。
- STEP 3** **クラブツーリズムに加入依頼書が届き、保険料の入金を確認出来次第、ご契約成立となります。**  
※保険契約証はご出発時空港でお渡しいたします。

## ✈️ ご契約に関するご注意

- (1) この保険は、クラブツーリズム株式会社を契約者とし、保険契約証の被保険者欄に記載の方を保険の対象となる方とする包括契約です。この保険での契約者はクラブツーリズムとなり、原則として契約内容変更に関する請求権、解約請求権等は契約者であるクラブツーリズムが有しますが、クラブツーリズムは、加入者であるお客様から解約や契約内容変更等の申し出があった場合は必ずこれに応じて必要な対応をいたします。
- (2) このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず『**重要事項説明書**』をよくお読みください。また、詳細は『海外旅行保険あんしんガイドブック』および『海外旅行保険普通保険約款および特約』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合は、このパンフレットの内容を保険の対象となる方

全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。なお、弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

### 〈共同保険契約に関するご説明〉

この保険契約は共同保険契約であり、引受保険会社および引受割合は取扱代理店のホームページに記載の通りです。幹事保険会社である東京海上日動火災保険が他の引受保険会社の代理・代行を行い、各引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

### 〈推奨方針について〉

当社は6社の損害保険会社と代理店委託契約がありますが、幹事会社である東京海上日動社の商品を取り扱っております。

〈取扱代理店〉

**クラブツーリズム株式会社**

東京都新宿区西新宿6-3-1 〒160-8308

2023年6月以降

東京都江東区豊洲5-6-52 〒135-0061

NBF 豊洲チャンネルフロント



**Insurance for the Earth**

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて  
地球の安心・安全をひろげます。

〈引受幹事保険会社〉

**東京海上日動火災保険株式会社**

〈担当〉

東京都千代田区大手町1-5-1 〒100-8107

大手町ファーストスクエア WEST 9階

航空宇宙・旅行産業部 旅行営業室

## 保険に関するお問い合わせ先

本パンフレットについてのご照会は、ご旅行を申し込まれましたクラブツーリズムの各窓口へお願いいたします。